

25 特別支援教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

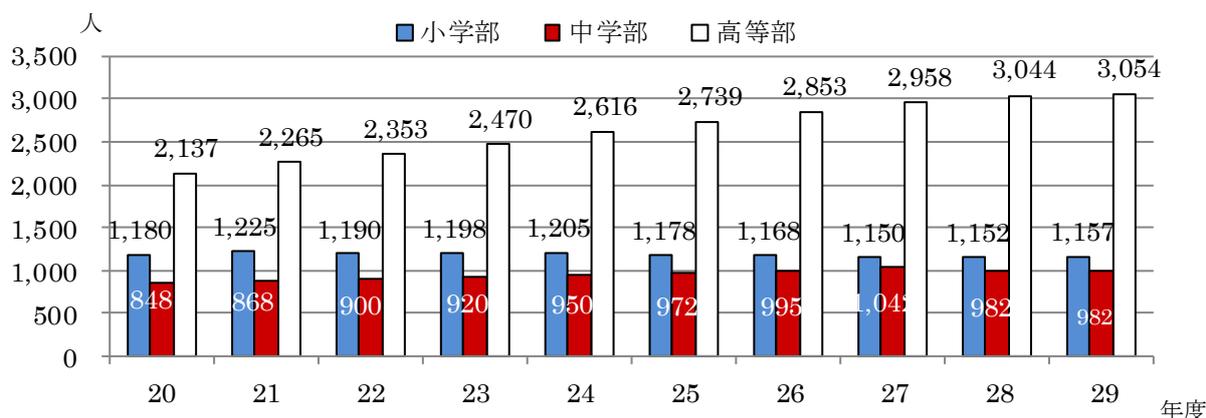
- (1) 特別支援学校（知的障害）に在籍する児童生徒数の増加に対応するため、学校施設の新築・増築に対する財政措置の充実を図るとともに、空調設備の設置やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) 幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、教員を始め特別支援教育支援員、看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の養成、研修並びに教育的支援方法の研究などの充実を図ること。

(背景)

- 知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴い、学校規模の過大化による教室不足が顕著であり、その解消を図るため、新たな学校の設置や既存施設を活用した分校・分教室の設置などの方策について検討を進めているが、施設整備に関する地方の財政負担が重く、必要な学校施設の整備が困難になっている。また、特別支援学校においては、障害の特性上、冷房設備の設置や洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、平成29年度当初予算では補助単価について引上げ（3%）がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、補正予算を中心とした事業採択の傾向が続いており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めていくためには、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 幼稚園、小中学校、高等学校においても障害のある幼児児童生徒への教育的支援は重要であり、学校現場が抱える複雑、困難な課題に対応するためには、通級による指導教員を始めとした教員の配置や特別支援教育支援員、看護師の配置など人的措置の充実が必要である。また、施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- インクルーシブ教育システム推進事業費補助（特別支援教育専門家等の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実させることが必要である。

(参 考)

◇ 知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇ 知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校	H 2 6 いなざわ特別支援学校開校
	佐織特別支援学校	
	豊川特別支援学校	H 2 7 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	H 3 0 大府もちのき特別支援学校開校予定
	春日台特別支援学校	H 3 1 尾張北東地区新設特別支援学校開校予定
	安城特別支援学校	西尾市への特別支援学校設置に向けた調査を実施
	三好特別支援学校	豊田市内への特別支援学校設置を検討中
名古屋市立南養護学校	H 2 7 名古屋市立南養護分校開校（県から財政支援）	

◇ 特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

平成29年度建築単価（文部科学省） 181,100円/㎡
 本県いなざわ特別支援学校施工単価 約280,000円/㎡

◇ 小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）

・特別支援学級在籍児童生徒数

H 2 5 : 8, 6 3 9人 ⇒ H 2 7 : 9, 6 1 5人 ⇒ H 2 9 : 1 0, 8 5 6人

・通級による指導対象者

H 2 5 : 3, 3 1 8人 ⇒ H 2 7 : 4, 0 9 6人 ⇒ H 2 9 : 5, 0 4 9人

◇ 小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

・小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数 H 2 8 : 6 0 6人（名古屋市除く）

◇ 小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数

H 2 8 : 4 6人（平成28年5月1日現在 名古屋市を除く）

◇ 小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合 全体の約6.5%（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

◇ 高等学校における発達障害等困難のある生徒の割合

全体の約2%（文部科学省の分析・推計に基づく推定値）